

# 上満寺多目的スポーツ広場 概要と利用方法

## 1 広場概要

### (1) 設置目的

上満寺多目的スポーツ広場（以下広場という）は、市内児童をはじめとした市民の健康維持及び体力増進のために設置されます。  
また、市内スポーツ団体の慢性的な運動場不足の緩和に寄与します。

### (2) 所在地

伊勢原市神戸字上満寺1-1番地

### (3) 面積（グラウンド部分）

4,200㎡ クレイコート

- ・フットサル・・・2面
- ・少年サッカー・・・1面まで可能（正規コートより小さいピッチとなる）

### (4) その他設備等

- ・防球ネット（H=8m）
- ・トイレ（大・小1基ずつ、手洗い場一つ）
- ・少年用サッカーゴール1組、フットサルゴール2組

### (7) 利用料

無料

## 2 利用方法

### (1) 団体登録

- ・利用希望団体は、利用申込の前に所定の用紙で団体登録をしてください。（登録申請書の提出は、伊勢原市教育委員会スポーツ課になります。）
- ・書類審査後、利用規定上適当である場合は登録証を交付します。
- ・登録期間は、4月1日から3月31日までとなります。（年度途中でも申請可能だが、調整会議が半年に1回のため、登録から使用まで時間が空いてしまいます。）
- ・当該年度毎に登録が必要となります。

### (2) 利用できるもの（団体登録可能団体）

- ・伊勢原市体育協会に加盟する加盟種目団体で、児童を対象に活動する団体。（市野球協会学童部、市サッカー協会少年委員会等）
- ・伊勢原市スポーツ少年団に加盟する単位団
- ・市内児童で構成された、または市内に活動拠点を置く児童スポーツ団体。

- ・ 団体登録ができるのは次に掲げる方で構成する10人以上の団体となります。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に勤務している者
  - (3) 市内に在学している者
- ・ その他、伊勢原市教育委員会が認めた団体。

※利用できないもの

- ・ 当該年度において、団体登録していない団体
- ・ 個人（特定多数への市有財産の提供、利用管理責任上の観点による）
- ・ 利用方法を遵守できない登録団体
- ・ 営利を目的とした大会等のために広場を利用するもの
- ・ その他、伊勢原市教育委員会または利用連絡会が不相当と認めたもの

### (3) 登録内容の変更

先に届け出た登録に変更等（代表者、管理指導員情報など）が生じた場合は、10日以内に変更内容が読みとれる状態の登録申請書をスポーツ課まで提出してください。軽微な変更については申請を割愛できることとします。

### (4) 利用連絡会

- ・ 登録団体は全て自動的に利用連絡会に加入します。
- ・ 利用連絡会の会長は、伊勢原市スポーツ少年団加盟団体から選出され会長に就任します。
- ・ 利用連絡会は、利用調整会議を運営します。
- ・ 利用連絡会は、利用内容や調整、管理保全等に対してスポーツ課に意見をすることができます。
- ・ 利用連絡会会長は、必要に応じて会議を招集できます。議長には会長があたります。
- ・ 利用連絡会は必要に応じて、草刈り、グラウンド整備、防球ネット修繕等の管理作業を行います。
- ・ 利用連絡会の事務局はスポーツ課内におきます。

### (5) 土・日・祝祭日の利用申込

- ・ 申込は、利用調整会議（以下会議という）で調整し決定します。
- ・ 会議は、2月と8月と開催し、4～9月までと10～3月までを調整します。
- ・ 4月からの登録が必要となります。登録申請が無い場合は、当該予定は無効となります。
- ・ 利用調整には、優先順位があります。具体的な優先順位は（8）を参照してください。
- ・ 会議中、同優先順位団体同士で利用希望日が重複した場合は、双方の話し合いで決定します。
- ・ 利用確定後のキャンセルや団体相互の利用権譲渡等が発生した場合、すみやかに（利用当該日より前に）スポーツ課へ申し出なければなりません。
- ・ 予備日については、利用連絡会時にキャンセル待ち1組を受け付けます。

## (6) 平日の利用申込

- ・平日の利用申込については上記会議終了後、利用当該月の前月1日から10日までに申請書を提出してください。15日までにスポーツ課で調整します。
- ・利用が重複した場合はスポーツ課から代表者へ連絡します。連絡がない場合は申請書のとおり利用してください。
- ・調整後の申込は、申込順となります。
- ・利用申込はスポーツ課で受け付けます。
- ・定期的な利用の場合は、平日分においても利用調整会議で申し出ることができます。この場合は利用申請書の提出は必要ありません。ただし、会議毎に申し出なければなりません。(半期毎の申請が必要)
- ・利用確定後のキャンセルや団体相互の利用権譲渡等が発生した場合、すみやかに(利用当該日より前に)教育委員会へ申し出なければなりません。
- ・予備日については、利用連絡会時にキャンセル待ち1組を受け付けます。

## (7) 利用できない日

- ・12月28日から1月4日まで。
- ・会議の定めた管理作業日(または時間)
- ・雨天等グラウンドコンディションが悪い日。
- ・伊勢原市教育委員会が特に定めた日

## (8) 利用の優先順位

本来の目的に供するため、利用の優先順位を次のとおり定めます。

- ①伊勢原市または伊勢原市教育委員会の利用
- ②登録している、伊勢原市体育協会に加盟する加盟種目団体で、児童を対象に活動を行う団体。  
(市サッカー協会少年委員会等、市野球協会学童部複数のチームが加盟している団体をいう。)
- ③登録している、伊勢原市スポーツ少年団に加盟する単位団
- ④登録している、市内児童で構成された、または市内に活動拠点を置く児童対象のスポーツ団体
- ⑤登録している、地元地域の一般団体(但し、利用は平日のみ)
- ⑥その他、伊勢原市教育委員会が認めた登録団体

## (9) 大会等の利用

- ・大会要項等、概要の確認できる書類をスポーツ課まで提出してください。
- ・大会等の予備日を申し込み後、必要なくなった場合は、有効利用のためすみやかにスポーツ課へ連絡してください。
- ・駐車場の管理は責任を持って行ってください。出来るだけ乗り合うなどして台数の少量化に努めてください。

# 3 利用上の注意

## (1) 施設管理

- ・市においても年複数回の草刈り及び修繕などを行いますが、必要に応じて、

除草・グラウンド整備、防球ネット修繕等の管理作業を行い、利用連絡会がこれを担います。

- ・利用上における施設や器物等の破損は、利用者が責任をもって現状を回復してください。
- ・所定の草刈り等管理作業以外にも、各団体の利用日において積極的に除草等の作業に協力してください。
- ・雨天等グラウンドコンディションが悪い場合は利用を禁止します。
- ・利用後は、清掃・整備・用具の片付けを行ってください。
- ・ゴルフの練習など、グラウンドの劣化や施設の安全管理に支障をきたすスポーツの利用は禁止します。
- ・広場内の屋外電源は、原則として使用不可とします。

## (2) 駐車場

- ・駐車場の管理は、利用団体が責任を持って行ってください。
- ・限られた駐車スペースなので、出来るだけ乗り合うなど台数の少量化に努めてください。
- ・駐車場における事故等の責任は当事者が責任を負ってください。
- ・所定の駐車場以外は駐車しないでください。
- ・一切の車両（自動車、自転車、オートバイ等）でのグラウンド内への乗り入れは禁止します。（整備等での乗り入れを除く）

## (3) その他諸注意

- ①無断利用は禁止します。
- ②利用上の安全を確認した上で利用してください。
- ③団体責任者は、スポーツ安全保険と市民活動保険に加入して、不測の事態に備えてください。
- ④団体責任者は、児童その他の傷病に対応できるよう関係研修（救急救命等）を受講し、現場では応急手当できる体制（用具含む）を整えてください。
- ⑤管理者は、施設内で発生した傷病に対する責任を一切負いません。
- ⑥危険ですので、広場外を越えて、田畑、河川等の外側へは立ち入らないでください。
- ⑦利用後は、清掃・整備・用具の片付けを行うこと。
- ⑧施設内は、駐車場も含めてすべて禁煙とします。
- ⑨犬などの散歩は禁止します。
- ⑩路上駐車等近隣の迷惑になる行為は固く禁じます。
- ⑪周辺では農業を営んでおり、農業を営む上で音や臭気が発生する場合がありますので、周辺環境を理解した上でご利用下さい。
- ⑫上記の利用上注意を遵守しない団体については、利用停止して頂く場合があります。
- ⑬利用状況の推移によっては「概要と利用方法」の内容を変更する場合があります。この場合、利用連絡会に報告します。

## ◇ その他の取り決め事項

上記利用方法以外については、「伊勢原市立小学校及び中学校の体育施設開放に

関する規則」を準用し、特に利用に際しては「管理指導員」は必ず利用中の施設の安全管理や適正な管理指導を行うものとします。

### 利用方法等に関する履歴

①平成28年 4月 1日 「概要と利用方法」を設置

事務担当 伊勢原市教育委員会スポーツ課

電話：94-4711

FAX：95-7615

e-mail：sports@isehara-city.jp

この広場は、toto(スポーツ振興くじ)の助成を受けて、整備されました。

